

○茅ヶ崎公園体験学習センター条例

平成30年7月2日

条例第37号

改正 令和元年6月25日条例第3号

令和元年12月16日条例第36号

令和5年6月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市都市公園条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第4号）に定めるもののほか、茅ヶ崎公園に設置された体験学習施設（次条において「体験学習施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 体験学習施設の名称は、茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）とする。

(センターの管理)

第3条 センターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書にセンターに係る事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を指定管理者として指定しなければならない。

- (1) 事業計画によるセンターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の承認に関する業務
- (2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に

開館時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第 9 条 センターの施設のうち集会室、実習室、録音室及び点訳室並びにこれらの施設の附属設備のうち別表の 2 の項の表に掲げるもの並びにロッカー（以下これらを総称して「集会室等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「利用の承認」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 集会室等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第 10 条 指定管理者は、集会室等（ロッカーを除く。）の利用が、同一の者が同一の内容で 3 日以上連続して利用するもの又は例日を定めて利用するものであると認めるときは、利用の承認をしないことができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の内容の変更)

第 11 条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用者が第 9 条第 3 項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 利用者が偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により緊急の必要が生じたとき。

(利用料金)

第 13 条 利用者は、集会室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 14 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金（カラオケ設備及びロッカーの利用に係るものを除く。）の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 15 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の利用等の禁止)

第 16 条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外の目的で集会室等を利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、

若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第 17 条 利用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第 18 条 利用者は、集会室等に特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第 19 条 利用者は、集会室等の利用を終了したとき又は利用の承認を取り消され、若しくはその利用を制限され、若しくは中止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 20 条 利用者及び入館者は、センターの施設、附属設備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第 21 条 指定管理者は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、附属設備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理上の立入り)

第 22 条 利用者は、関係職員がセンターの管理のためその利用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 8 条から第 10 条まで及び別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以前の集会室等(カラオケ設備及びロッカーを除く。次項において同じ。)の利用については、適用しない。

(令元条例 36・一部改正)

3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の集会室等の利用に係る使用料の額は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、別表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額を 10 円に切り捨てた額)とする。

(令元条例 36・一部改正)

4 利用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

(茅ヶ崎市都市公園条例の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市都市公園条例（昭和 59 年茅ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第 3 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（茅ヶ崎公園体験学習センター等の使用料に係る経過措置）

- 9 第 3 条から第 5 条まで、第 9 条、第 12 条から第 14 条まで、第 20 条及び第 26 条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第 3 条から第 5 条まで、第 9 条、第 12 条から第 14 条まで、第 20 条及び第 26 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 36 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 移動観覧席、照明設備及び映写設備の利用の承認に関する手続については、この条例の施行の日においても、改正後の茅ヶ崎公園体験学習センター条例の例により行うことができる。

附 則（令和 5 年条例第 23 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者の指定その他指定管理者による茅ヶ崎公園体験学習センターの管理のために必要な行為は、改正後の茅ヶ崎公園体験学習センター条例（次項において「新条例」という。）の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎公園体験学習センター条例の規定によりされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例の相当規定によりされた申請、処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に納付された使用料の還付については、なお従前の例による。

別表（第 9 条、第 13 条関係）

- 1 施設利用料金

(1) 基本利用料金

施設名		単位	金額
集会室	多目的室A	1 利用時間帯	円
			1, 810
	多目的室B		1, 140
	BF-1 集会室		500
	BF-2 集会室		470
	BF-3 集会室		530
	1F-1 集会室		300
	1F-2 集会室		300
	1F-3 集会室		240
	1F-4 集会室		290
	1F-5 集会室		410
	2F-1 集会室		480

	2F-2 集会室	480
	2F-3 集会室	220
	和室	250
実習室	スタジオ／音楽室 1	660
	スタジオ／音楽室 2	550
	調理室	600
	美術工作室	480
	娯楽室	310
録音室		70
点訳室		70

備考 「1 利用時間帯」とは、センターの開館時刻から閉館時刻までを 1 時間ごとに区分した時間帯をいう。

## (2) 営利目的等利用料金

利用者が参加料その他これに類する料金を徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって利用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の額に、基本利用料金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

## 2 附属設備利用料金

附属設備	設置施設名	単位	金額
移動観覧席	多目的室A	1 利用時間帯	円
			680
音響設備	多目的室B		610
	スタジオ／音楽室 1		400
照明設備	多目的室B		730
映写設備	多目的室B		230
カラオケ設備	BF-1 集会室	400	

備考 「1 利用時間帯」とは、1 の項(1)の表備考に規定する「1 利用時間帯」をいう。

## 3 ロッカー利用料金

種別	単位	金額
ロッカー（大型）	1 個 1 月	円
		910
ロッカー（中型）		400
ロッカー（小型）		300

備考 利用の承認を受けた期間が 1 月未満である場合又はその期間に 1 月未満の端数がある場合は、これを 1 月とする。